

災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT) の活動において保健師に期待すること

平成30年7月26日

厚生労働省健康局健康課
地 域 保 健 室

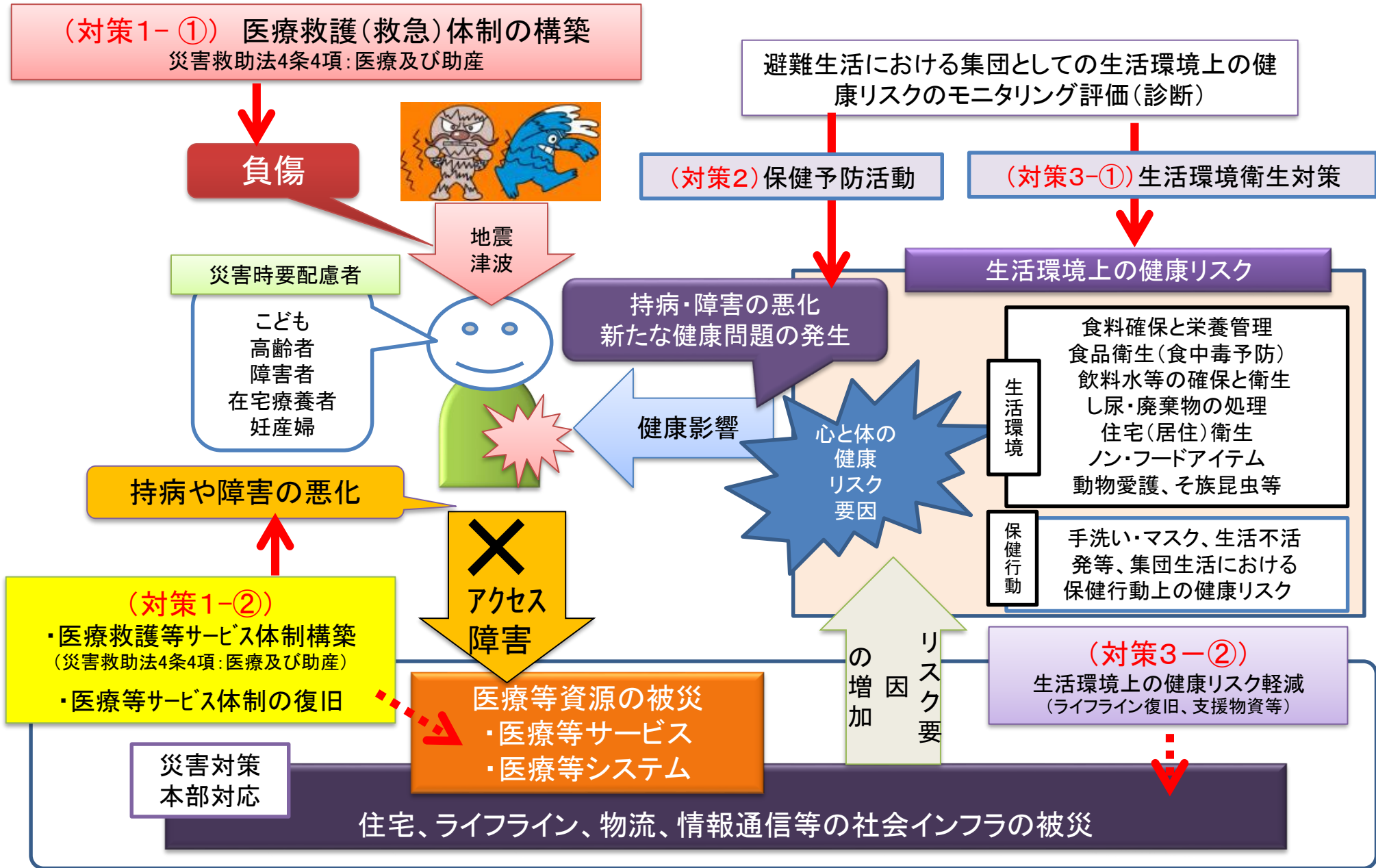
本日、御説明すること

1. 災害時に対応すべきこと
2. 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)とは何か？
3. 災害時健康危機管理支援チーム活動要領について
4. 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動において保健師に期待すること

1. 災害時に対応すべきこと

- 災害が発生した際に、私達、公衆衛生に携わる者は、何をしなければならないのか。
- 保健所の役割は何か。

災害時保健医療対策3本柱 ⇒ 防ぎえた死と二次健康被害の最小化



災害時の 保健医療対策 3本柱

平時の保健所業務

地域保健法 第6条

保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う

- 5 医事及び薬事
- 7 公共医療事業の向上及び増進
- 8 母性及び乳幼児並びに老人の保健
- 9 歯科保健
- 10 精神保健
- 11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健
- 12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防
- 14 その他地域住民の健康の保持及び増進
- 3 栄養の改善及び食品衛生
- 4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生
- 13 衛生上の試験及び検査
- 1 地域保健に関する思想の普及及び向上
- 6 保健師
- 2 人口動態統計その他地域保健に係る統計

医療救護体制

医療救護体制

- ・母子、老人、歯科
- ・精神、難病
- ・感染症

保健予防活動

- ・母子、老人、歯科
- ・精神、難病
- ・感染症
- ・栄養

生活環境衛生

- ・栄養、食品衛生
- ・上下水道
- ・生活衛生
- ・住宅、廃棄物、清掃

医療

対人保健

対物保健

他の行政

ライフライン・物流等の社会インフラの復旧

平時の地域診断(災害に備える事前診断)

平時に必要なことは、すべて災害時にも必要

2. DHEATとは何か？

災害時健康危機管理支援チーム

D i s a s t e r

H e a l t h

E m e r g e n c y

A s s i s t a n c e

T e a m

災害時健康危機管理支援チーム制度化に向けた取組経過

平成 23年3月 東日本大震災



パブリックヘルスフォーラム 等気運の高まり



平成26年1月 全国衛生部長会に災害時保健医療活動標準化検討委員会を設置・検討



平成28年1月 DHEAT制度化に向けた課題を整理し、中間報告及び活動要領(案)を整理
全国衛生部長会よりDHEAT設置について、厚生労働大臣に提言



28年度より、国による人材育成を先行実施
災害時保健医療活動標準化検討委員会、厚生労働科学研究費、地域保健総合推進費
連携して引き続き検討



平成28年4月 熊本地震



平成29年7月5日 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」
厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知



平成29年11月22日 全国衛生部長会より「災害時健康危機管理支援チーム活動要領(案)」を提言



平成30年3月20日 「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」
健健発0320第1号 厚生労働省健康局健康課長通知

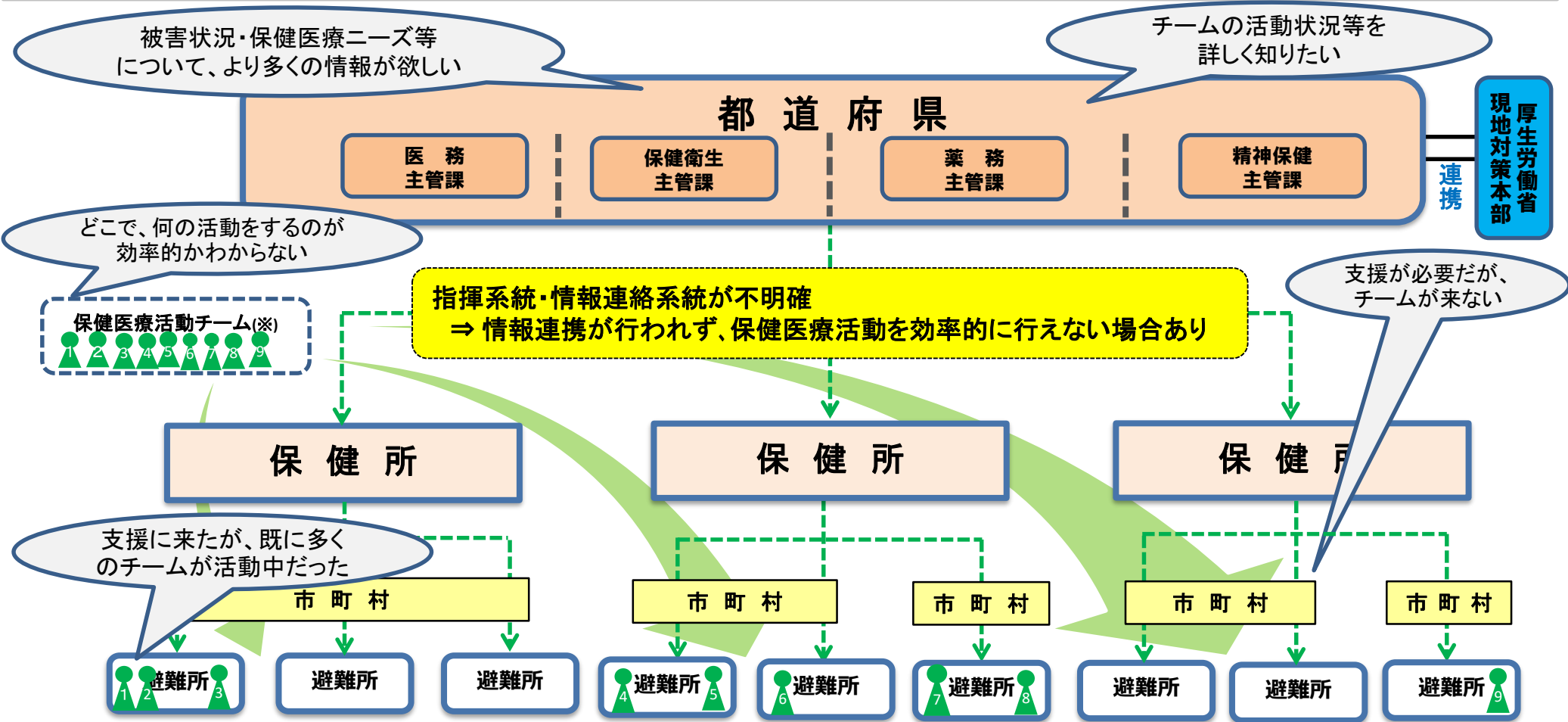
熊本地震における課題と原因

<課題>

- 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

<原因>

- 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。



(※) (凡例) : 保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」

大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長 通知

科 発 0705 第3号
医政発 0705 第4号
健 発 0705 第6号
薬生発 0705 第1号
障 発 0705 第2号
平成29年 7 月 5 日

大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)等により整備がなされ、救護班(医療チーム)の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところである。

平成28年熊本地震における対応に関して、内閣官房副長官(事務)を座長とする平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」(平成28年7月20日)において、**医療チーム、保健師チーム等における情報共有に関する課題が指摘**され、今後、**「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する」**べきこととされた。

こうした点を踏まえ、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

ついては、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしってもらうとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府(防災担当)と調整済みであることを申し添える。

「大規模災害時の保健医療活動にかかる体制の整備について」-②

記

1. 保健医療調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その**災害対策に係る保健医療活動**(以下単に「保健医療活動」という。)の**総合調整を行うための本部**(以下「保健医療調整本部」という。)を**設置すること**。なお、当該保健医療調整本部の設置については、当該保健医療調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療調整本部の機能を持たせても差支えないこと。

また、これまで救護班(医療チーム)の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部が行い、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うことになるため、派遣調整本部の機能については、保健医療調整本部が担うこととし、派遣調整本部は設置しないこと。

「大規模災害時の保健医療活動にかかる体制の整備について」③

(2) 組織

① 構成員

保健医療調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療調整本部には、本部長を置き、保健医療を主管する部局の長その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

② 連絡窓口の設置

保健医療調整本部は、保健所、保健医療活動チーム(災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)をいう。以下同じ。)その他の保健医療活動に係る関係機関(以下単に「関係機関」という。)との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

③ 本部機能等の強化

保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づき、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。

また、保健医療調整本部は、保健医療活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療ニーズ等について、厚生労働省災害対策本部(厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあつては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。)と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

3. 災害時健康危機管理支援チーム 活動要領について

災害時健康危機管理支援チーム活動要領

1.災害時健康危機管理支援チームの概要

- (1) 活動理念
- (2) 要領の位置付け
- (3) 用語の定義

2.DHEATの活動の枠組

- (1) DHEATの活動の基本
- (2) DHEATの編成
- (3) 国及び都道府県等の役割

3.平時における対応

- (1) 研修・訓練の実施
- (2) DHEATの応援派遣に関する調整の事前準備

4.発災後における対応

- (1) DHEATの応援派遣に関する調整
- (2) 応援派遣先の決定及び応援要請の実施

- (3) 応援派遣元都道府縣市及び応援派遣先都道府県等の対応
- (4) DHEATから応援派遣元都道府縣市への報告等
- (5) DHEATの活動の引継ぎ
- (6) DHEATの活動の終結

5.DHEATの活動内容

- (1) DHEATの任務
- (2) DHEATの構成員による応援の在り方
- (3) DHEATの構成員が応援する被災都道府県等による指揮調整業務
- (4) DHEATの活動の記録

6.費用と補償

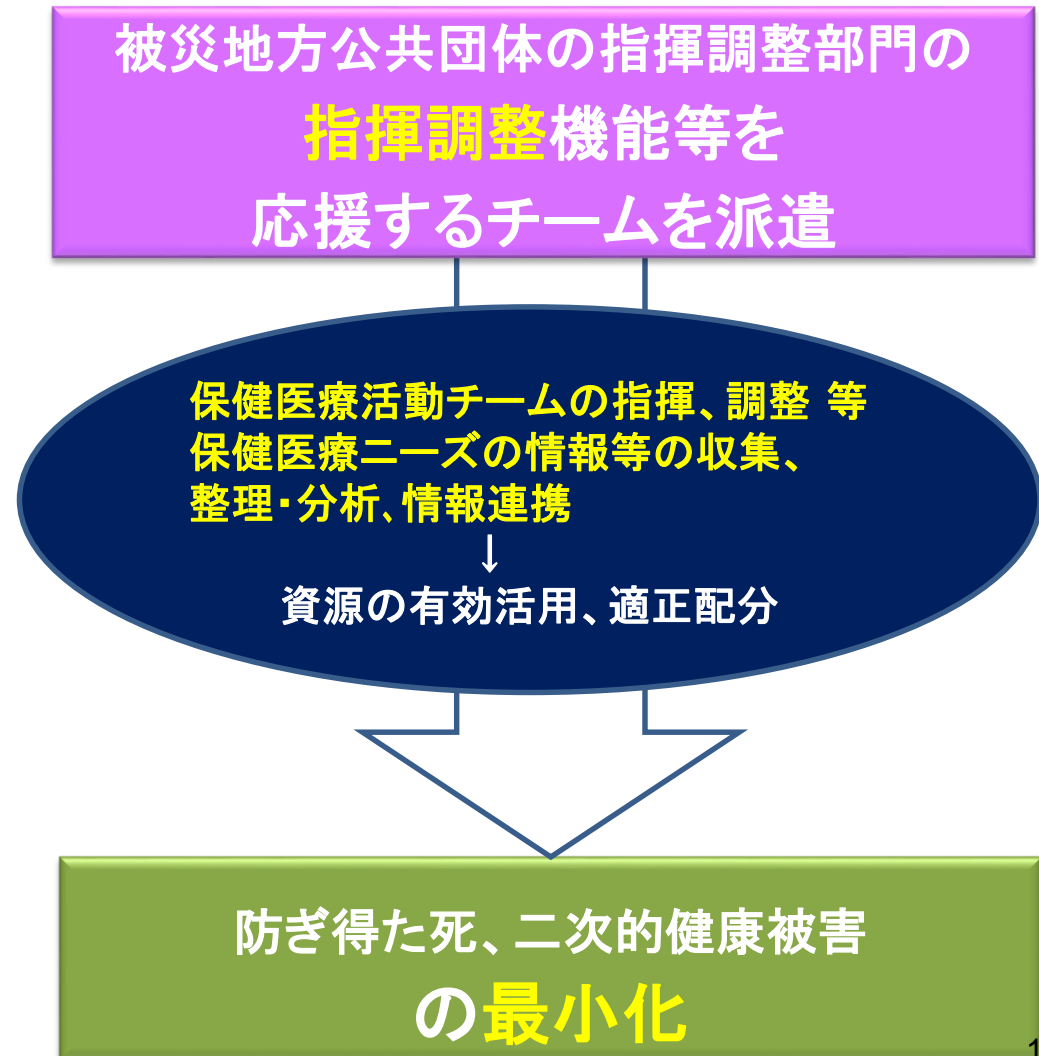
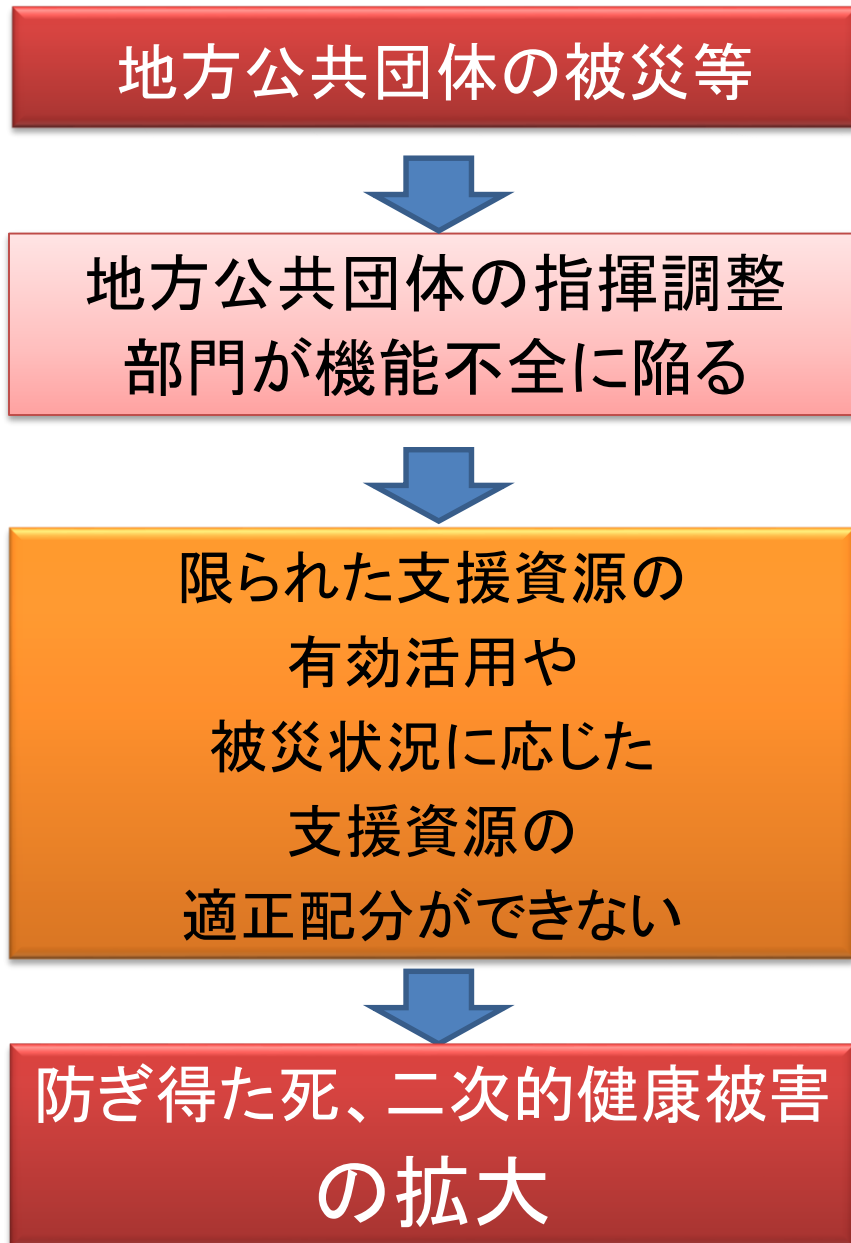
1.災害時健康危機管理支援チームの概要

(1)活動理念

- 豪雨、地震、津波、噴火等によって生ずる災害が発生した場合、**被災地方公共団体の指揮調整部門が混乱**し、限られた支援資源の有効活用や被災状況に応じた支援資源の適正配分ができないため、**健康危機管理対応が困難となる**ことが懸念。
- 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備の推進を目的として、各都道府県の災害対策本部の下に、**保健医療調整本部を設置**するとともに、**保健所において、保健医療活動チームの指揮又は調整等を行う**ほか、**保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行う**こととして、「**大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について**」厚生労働省より**通知を发出**（平成29年7月5日）。
- 被災都道府県の**保健医療調整本部**及び被災都道府県等の**保健所の指揮調整機能等への応援のため**に、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成し、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される。

熊本地震では、地方公共団体が直接被災せず、ライフライン通信が早期に復旧した中でも、同様に指揮調整部門が混乱

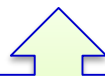
災害時健康危機管理支援チームの活動理念



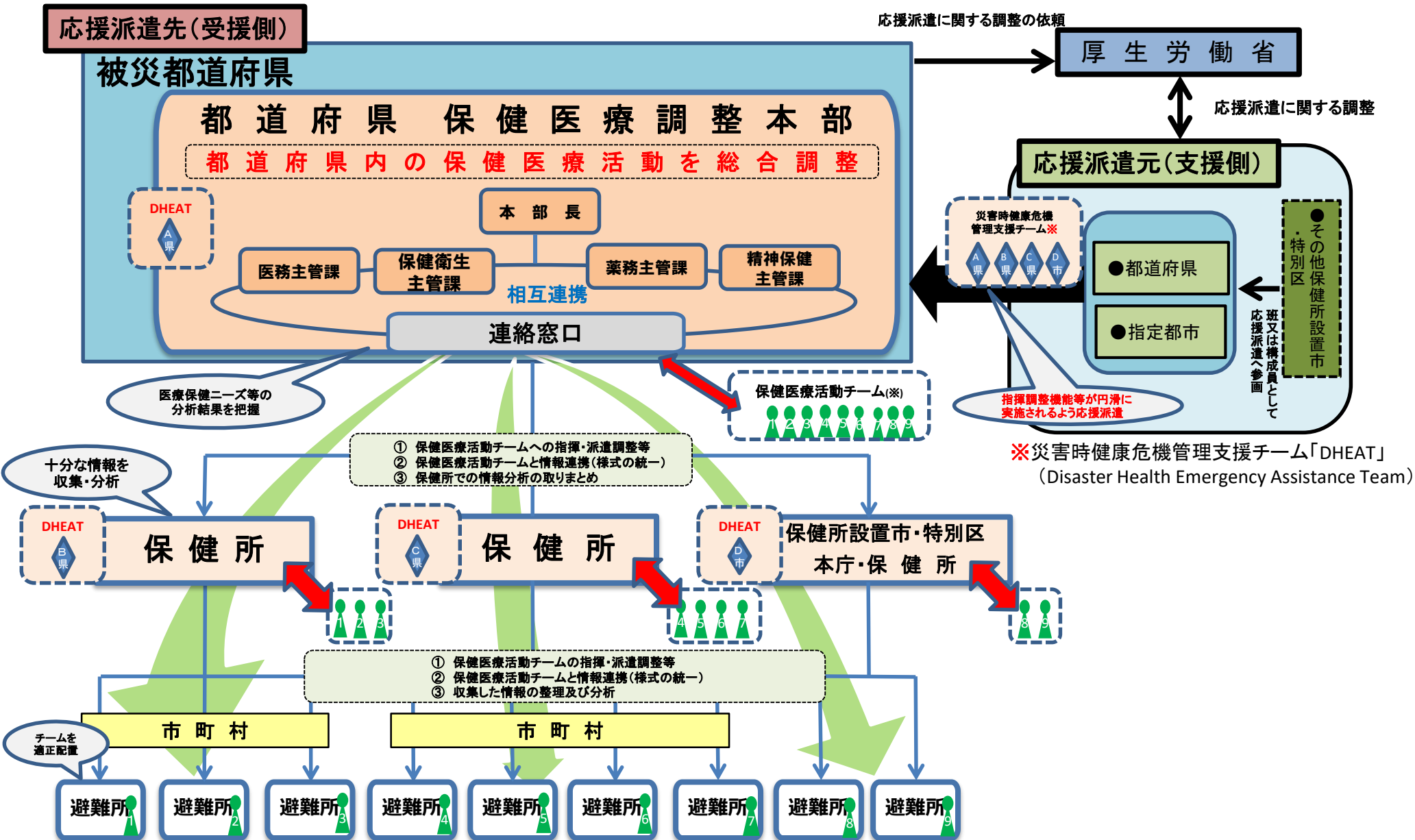
2.DHEATの活動の枠組

(1)DHEATの活動の基本

- 災害が発生した際に、
- 被災都道府県以外の都道府県等の職員が被災都道府県に応援派遣され、
- 保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能等を応援。
- 保健所の指揮のもと、所管する市町村に対する保健医療活動の指揮調整機能等を応援。
- 1班あたりの活動期間は1週間以上を標準とする。
- 被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して行動する。



被災**地方公共団体**による災害時の**指揮調整**機能等を応援する



(※) (凡例) : 保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

2.DHEATの活動の枠組

(2)DHEATの編成

- 都道府県及び指定都市がその職員により編成。
- 指定都市以外の保健所設置市又は特別区が編成したDHEATの班をチーム編成に追加、又は同職員をDHEAT構成員に追加することができる。
- 専門的な研修・訓練を受けた都道府県等職員の中から1班あたり5名程度で構成。
 - 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職、業務調整員
- 大規模災害において、多くの班が必要なときは、専門的研修・訓練を受けた職員以外の職員も構成員に加えて応援派遣できる。
- 地域の実情に応じて、都道府県等の職員以外の地方公共団体職員、関連機関の者をDHEAT構成員に加えることができる。
(ただし、地方公務員としての身分付与が必要)

2.DHEATの活動の枠組

(3)国及び都道府県等の役割

■ 国

[平時]

- DHEATの応援派遣に関する調整を行う体制を整備する
- DHEATの活動に関する研究及び研修を推進する

[災害発生時]

- 被災都道府県からDHEAT応援派遣に関する調整の依頼に基づき、調整を実施する
- 都道府県等に対し、被災地方公共団体においてDHEATが実施している活動に係る必要な助言及びその他の応援を行う
- 都道府県等に対し、被災地方公共団体においてDHEATが実施している活動により収集された情報の提供を行う

■ 国立保健医療科学院

- DHEATの養成及び資質向上のための研修・研究の企画立案する
- DHEATの養成等に係る技術的支援、情報提供を行う
- DHEATの活動に係る必要な情報の提供等のため、健康危機管理情報支援ライブラリー(H-CRISIS)の運用・管理を行う
- DHEAT養成研修修了者の受講履歴を管理する

2.DHEATの活動の枠組

(3) 国及び都道府県等の役割

■ 都道府県及び指定都市

[平時]

- DHEAT構成員の人材育成を図り、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する
- 1か月程度の応援派遣が可能となるよう、平時からの体制を確保し、必要な人材育成に努める
- 保健衛生職員応援調整マニュアル等を作成し、DHEAT編成準備に努める
- DHEAT応援派遣計画(ローテーション表)等の作成に努める

[災害発生時]

- DHEAT応援可否の照会に対応し、応援調整又は準備を行う
- DHEATを編成し、応援要請のあった被災都道府県に応援派遣する

■ 指定都市以外の保健所設置市及び特別区

[平時]

- DHEAT構成員の人材育成を図り、班編成に努める
- DHEAT 構成員の人材育成を図り、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する
- 保健衛生職員応援調整マニュアル等を作成し、DHEAT編成準備に努める
- DHEATの班又は構成員として加わることを検討し、都道府県又は指定都市と協議する

[災害発生時]

- 都道府県又は指定都市と連携して必要な応援調整及び準備を行う
- DHEATの班又は構成員を都道府県又は指定都市を通じて被災都道府県に応援派遣する

災害時健康危機管理支援チームの人材育成の仕組み

災害時健康危機管理支援チーム養成研修(高度編)

- ・地域における人材育成リーダーを養成
- ・平成28年3月28日 健康課長通知に基づき、国立保健医療科学院が実施
- ・2日・年四回

受講

災害時健康危機管理支援チーム養成研修(基礎編)ファシリテーター研修

- ・基礎編のファシリテーター育成。将来的には地方公共団体の基礎研修、技能維持研修の企画運営、講師役を担える人材の育成

受講

災害時健康危機管理支援チーム養成研修(基礎編)

- ・目的 支援、受援に関する基本を理解する
- ・平成28年3月28日 健康課長通知に基づき、(一財)日本公衆衛生協会が実施
- ・全国8ブロック開催

受講

受講

都道府県・保健所設置市・特別区

【災害対応の基礎的研修の実施】

- ・法的根拠
- ・危機管理組織の立ち上げ
- ・クロノロの書き方
- ・EMISの入力
- ・アクションカードの作成
- ・避難所運営管理の手法
- ・基礎編の教材を活用した持ち帰り研修
- 等

企画・立案

企画・立案

協力

全国保健
所長会

地域保健
総合推進
事業
白井班

協力

市町村

- ・受援体制の基礎

合同研修

5.DHEATの活動内容

(1)DHEATの任務

DHEATの任務は、

○被災都道府県等が担う

○超急性期から慢性期までの

○「医療対策 及び避難所等における 保健衛生対策 と 生活環境衛生対策 等」に係る

○情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、

○被災都道府県の保健医療調整本部及び保健所を
応援することである。

主 体

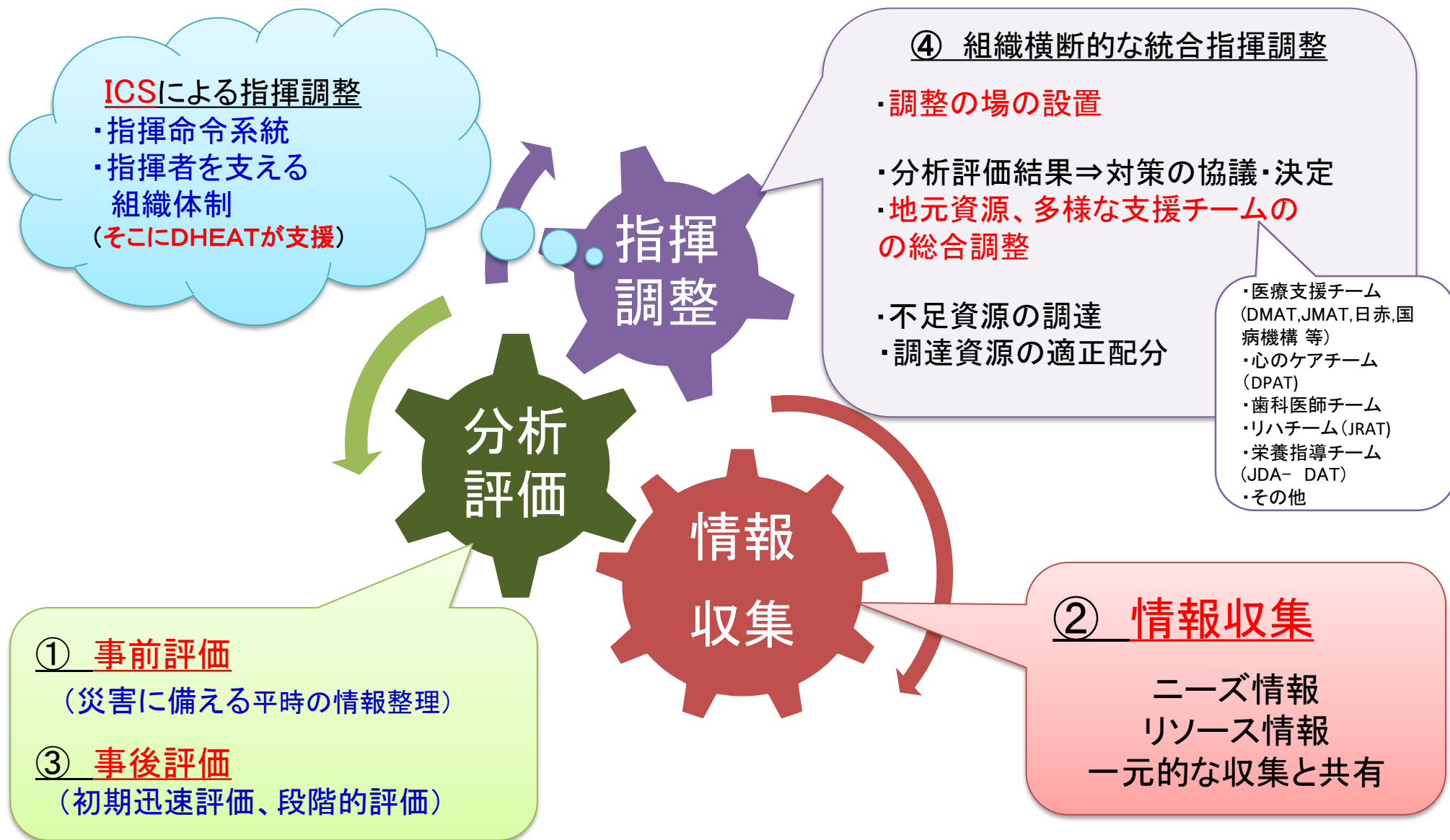
期 間

対 策
3本柱

役割・機能

目 的

保健医療調整本部及び保健所によるマネジメント業務を支援 (被災地方公共団体の危機管理組織の指揮下で、職員とともにマネジメント業務を担う)

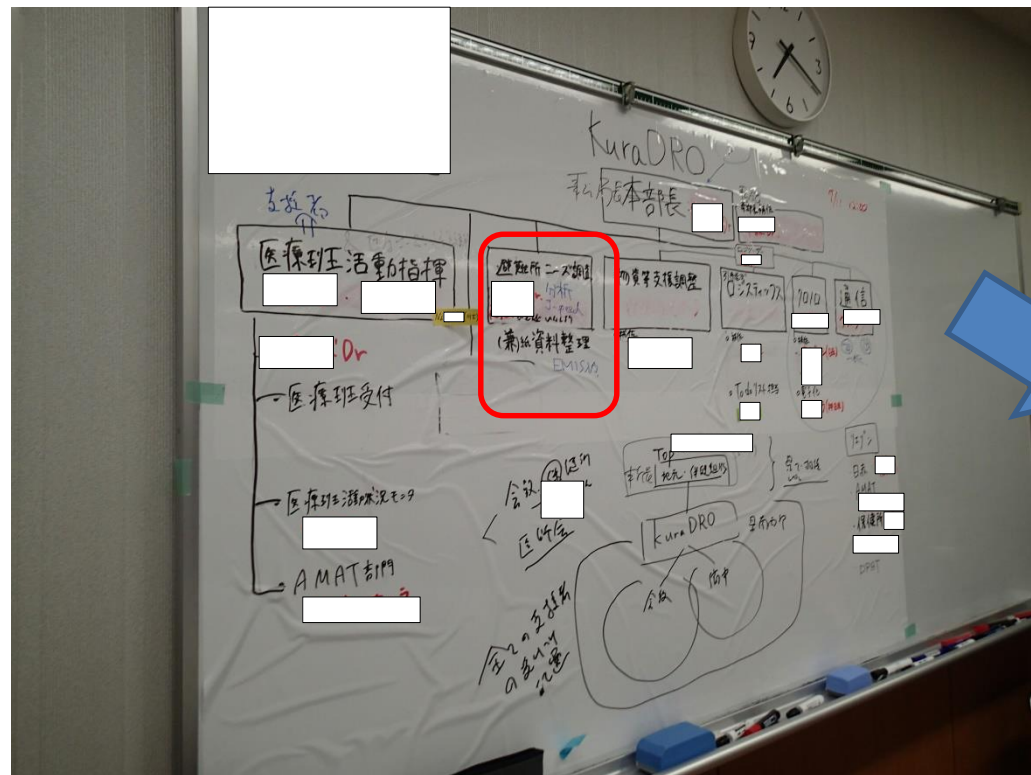


4. 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の 活動において保健師に期待すること



平成30年7月豪雨(岡山県倉敷市真備町)

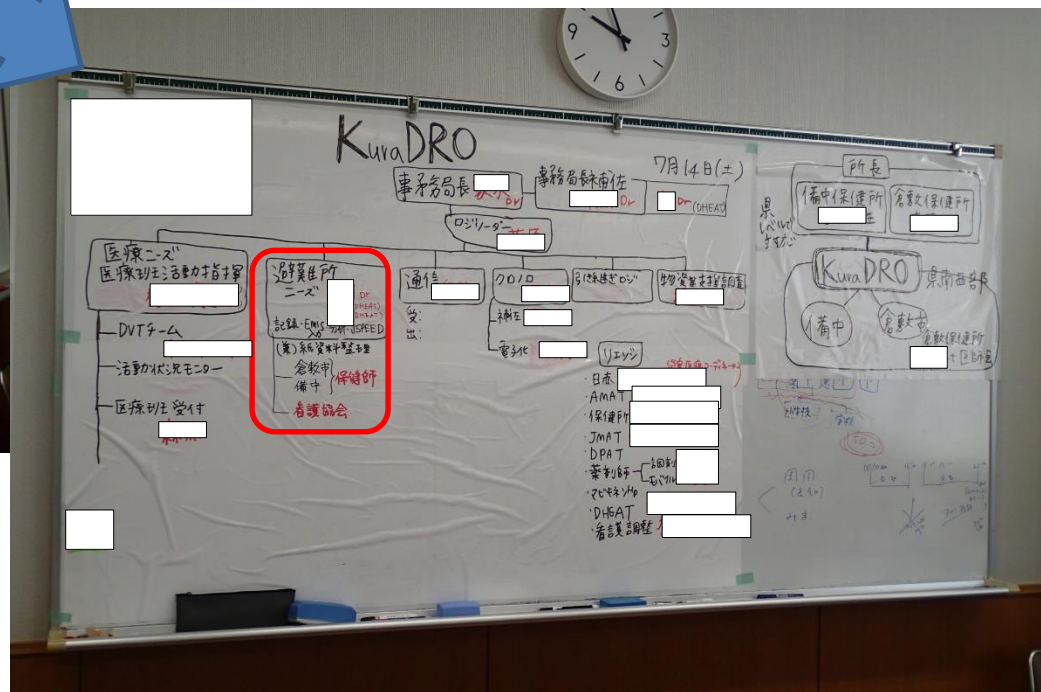
(DHEAT活動の一例)



7月11日時点の体制

DHEATが倉敷市内で活動する以前は、DMATを中心とする医療救護班の医療の情報と、巡回保健師による保健の情報が個別に存在。

7月12日より長崎県より派遣されたDHEATチームが参加



7月14日時点の体制

DHEATが医療の情報と保健の情報をつなぐ役割を担い、医療救護班と保健師の間で、それぞれのニーズを共有するようになった。

保健師支援チームとの関係

- DHEATの構成メンバーとしての保健師
 - － 保健所危機管理組織の長(保健所長)の指揮下
 - － 主に、対人保健分野における**マネジメント業務**
 - ・ **関係機関との連絡調整、被災地の健康課題のアセスメント、被災地市町村の保健活動の評価・支援、保健活動計画の立案、派遣保健師の受入調整等**
- (大規模災害時における保健師の活動マニュアルより)
- － 統括的な役割を担う保健師に寄り添う伴走者
 - － 職能としてではなく、業務に適した者として

- 派遣保健師等支援チームの保健師
 - － 市町村長の指揮下
 - － 被災者の**健康チェック・健康相談、避難所の衛生対策**といった現場での**プレーヤー業務**

- DHEATは、「自治体による自治体への支援」です。
- 保健所の常勤職員の3割は、保健師の方々です。
- DHEATは、都道府県等の本庁の保健衛生部門や保健所のマネジメント業務を支援するものです。
- DHEATの仕組みが円滑に運用されるかどうかは、保健師の方々、特に、「統括保健師」の方々にかかっていると言っても過言ではありません。
- 災害発生時には、DHEATの一員として、被災自治体への応援をお願いします。
- DHEATの研修に積極的に参加していただくとともに、所属されている自治体の応援・受援体制の構築への参画をお願いします。